

# サービス付き高齢者向け住宅事業について

栃木県では、高齢者の居住の安定確保を図るためサービス付き高齢者向け住宅の供給促進に取り組んでおります。

サービス付き高齢者向け住宅の事業を開始するにあたっては、一定の基準を満たす住宅として都道府県知事等の登録が必要となるほか、建設費や改修費に対する国の補助金等供給支援が受けられます。

詳細は別紙のパンフレットをご参照ください。

## 1 サービス付き高齢者向け住宅とは

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者単身・夫婦世帯等が安心して居住できる賃貸住宅であり、バリアフリー構造等を有し、状況把握・生活相談サービスの提供を行うなどの基準を満たしたものとして都道府県知事等の登録を受けたものです。

## 2 主な登録基準

### 規模・設備

①各専用部分の床面積は原則 25 m<sup>2</sup>\*以上であること

※ただし、各専用部分以外に一定面積を有する場合は 18 m<sup>2</sup>以上

②各専用部分に、水洗便所、洗面設備等を備えたものであること

③バリアフリー構造であること

### サービス

ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、状況把握・生活相談サービスを提供

## 3 国の供給支援

○補助金：建設費の 1 / 10、改修費の 1 / 3

○税制優遇：固定資産税、不動産取得税の軽減措置が適用可能

## 4 問い合わせ先

宇都宮市での事業を検討される方：宇都宮市住宅政策課（028-632-2552）

宇都宮市以外での事業を検討される方：栃木県住宅課（028-623-2484）